

養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究

一分離保護実績のある5自治体の聞き取り調査より

○ 筑波大学人間系 大村美保 (006979)

相馬 大祐 (国立のぞみの園・006655)

キーワード：障害者虐待 養護者による虐待 分離保護

1. 研究目的

障害者虐待防止法が平成24年10月に施行され2年半が経過した。市町村は法の定めにより虐待の事実確認及び対応を行うことが求められるが、平成25年度に全国の自治体で受け付けた養護者による障害者虐待の相談・通報は4,635件(前年度比+1,375件)で、1市区町村あたりでは2.7件だが7県で年間10件以下となっており、養護者による虐待への市区町村の対応経験には大きな差があって多くの自治体で経験が圧倒的に不足していることが推測される。そこで、全国の自治体の対応の参考に資するよう、分離保護の検討を行ったようなかなり深刻な養護者による虐待事案の対応について、対応経験のある自治体等に対して聞き取り調査を行って探索的にその実態を把握するとともに、分離保護を行う上での課題を明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

障害者虐待防止及び障害者の養護者に対する支援等に先進的に取り組む自治体または障害者虐待防止センターを検討委員会で挙げ、人口規模及び地理的条件を考慮して5ヶ所を選定した。調査前にインタビューガイドを示したうえで訪問もしくは電話により半構造化インタビューを行った。聞き取り項目は、障害者虐待防止にかかる自治体の体制、事案の概要、分離保護の判断基準とプロセス、関係機関との関係、保護先の確保、顛末であった。

3. 倫理的配慮

研究の概要、個人情報取り扱い、問い合わせ先等を文書および口頭で説明して承諾を得た後に聞き取りを行った。聞き取りにおいては調査対象とする機関や施設で既に匿名化されている情報のみ収集をした。結果の公表に際しては、年齢は「20代」等と表記し支援機関名を伏せる等により個人が特定されないよう配慮した。以上で示した本研究の手続きについては平成26年度第1回国立のぞみの園倫理審査委員会で承認を得た。

4. 研究結果

(1)虐待対応の体制整備の工夫

今回聞き取りを行ったうち4自治体では直営で虐待防止センターを設置しており、迅速

な分離保護に至っていた。また、虐待対応の体制整備について仕組みと人材の両面で工夫を行っていた。それぞれ具体的に挙げると、①高齢部門と障害部門の虐待を合同で対応する組織構成、②ワーカーの力量差や経験を補うため市として相談支援指針をマニュアルで定めるとともに最終的に介入や分離等の判断をする管理職の研修を強化、③障害種別ごとに相談しやすい行政機関を虐待通報受付機関として3ヶ所設定し、それぞれの受付機関で対応方針の協議、事実確認、緊急性の判断を行うとともに、基幹機関（対応後の事例蓄積、指導助言、介入支援）と本庁（都道府県への報告）とで役割分担、④経験豊富で力量の高いワーカーを虐待防止センターに配置、等であった。

基幹相談支援センターへの委託により虐待防止センターが設置される自治体では、経験豊富で力量の高い相談支援専門員が対応していた。

(2)「納得」「同意」のプロセス

児童や高齢と比較して障害者虐待ではケース進行が緩やかであることを3自治体から聞き取った。その理由は、障害者の場合は虐待者である養護者や被虐待者の年齢を考慮すると虐待案件としての終結後にどのように生活を支えていくかを検討する必要があり、児童や高齢と比較し、虐待者との関わりや再統合も含めた、慎重かつ比較的長期にわたる被虐待障害者本人と虐待者双方による「納得」「同意」のプロセスが重要となることが示された。

(3)分離保護先の確保の課題

分離保護先の確保についてはいずれの自治体も課題を持っていた。障害者支援施設等との契約等で分離保護先としてベッドを確保する自治体からは、予定していた施設で虐待事案が発生した場合の新たな保護先の確保に苦慮していた。ある自治体では障害福祉担当課が他県も含めて空床のある障害者支援施設を探しており、虐待案件のあった当日に分離を行っていた。やむなく虐待防止センターを緊急的に分離保護先として設定した事例もあった。また、特に精神障害者では分離保護先の確保が困難であることを3自治体から聞き取っており、具体的には既に分離保護先として確保してある障害者支援施設の環境では不適であること、やむなく精神科病院への任意入院を選択する場合もあるが本来的には医療機関で対応すべき事案ではないことが挙げられた。

5. 考察

市区町村では虐待の事実確認を行い分離保護も含めた判断と対応を、終結後の生活を見越した納得と同意のプロセスに配慮しつつ、迅速に行うことが求められ、体制の工夫によりそれが可能となる。精神障害者をはじめとした被虐待障害者の分離保護先の確保及び自治体の体制整備の評価方法の検討が今後の課題となる。

(本調査は厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)「障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究」(平成25-27年度)の2年次研究として実施された。)